

通所介護 デイサービスセンターさくら利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行うデイサービスセンターさくらの通所介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービス（以下、「デイサービス」）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日からとし、第9条の契約の終了事由がない限り、デイサービスを利用できます。

第3条（通所介護サービス計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「通所介護サービス計画」を作成します。事業者はこの「通所介護サービス計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（デイサービスの内容）

- 1 デイサービスの提供場所はデイサービスセンターさくらです。所在地及び設備の内容は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、利用者が利用できるサービスの種類は、【重要事項の説明書】のとおりです。利用者の希望する個別のサービスについては、事業者は、利用者と協議の上、通所介護サービス計画に盛り込むように努めます。
- 3 事業者は、第3条に定めた通所介護サービス計画に沿ってデイサービスを提供します。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するためにやむを得ない場合を除き、車椅子やベットに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、ベット柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 事業者は、デイサービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 3 利用者は、月～金曜日午前10時から午後5時までの間に事務室にて、当該利用者に関する第2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録複写物を利用者の交付を受けることができます。

第6条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額に明細書を添付して、翌月10日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、原則として前項の請求のあった料金を、当月の20日までに事業者の指定する金融機関に自動口座引き落としの方法により支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。

第7条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

第8条（サービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対し、サービス提供日の午前8時30分までに連絡することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止できます。
- 2 利用者が、正当な理由なくサービス提供日の午前8時30分までに連絡せずサービス中止を申し出た場合には、事業者は利用者へ【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、デイサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対していつでも申し出ることにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの料金を正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

- (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者が入院もしくは病気で明らかに3ヶ月にわたりサービスの利用ができない状態にあることが明らかになった場合。
 - (3) 利用者又はその家族が、事業者や職員、または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
 - (4) やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合
- 3 利用者の要介護認定が取り消された場合、もしくは要介護認定期間終了に伴い要介護認定更新申請を行った結果、非該当(自立)又は要支援1・2と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が介護老人福祉施設等に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡された場合

第10条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当の理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ない限り、他の事業者等に対し、利用者やその家族の個人情報を提供しません。ただし、利用者の疾病の治療を迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、看護記録等関係する情報には、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行います。

第11条 (虐待等の禁止)

事業所及びその従業者は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをすること。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

第12条 (損害賠償)

事業者、サービスの提供に伴って、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者に故意または重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の容態に急変が生じた場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかにかかりつけ医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第14条（連携）

事業者は、デイサービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることはありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者や家族などに対して社会的な通念を逸脱する行為を行った場合

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通ずつ所有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

事業者名 社会福祉法人 足立邦栄会
 ダイサービスセンターさくら（事業所番号 １３７２１０１８８９）

住 所 東京都足立区皿沼２丁目８番８号

代表者名 理 事 長 新井 五輪子 印

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【 契約書別紙 】

1. 利用料金

(1) 基本料金 (一日あたりの負担額)

① 通常規模型通所介護費 〈7 時間以上 8 時間未満〉 単位数×10,900

	単位数	介護報酬額	利用者負担額
要介護度 1	658 単位	6,454 円	718 円
要介護度 2	777 単位	7,622 円	847 円
要介護度 3	900 単位	8,829 円	981 円
要介護度 4	1,023 単位	10,035 円	1,115 円
要介護度 5	1,148 単位	11,261 円	1,252 円

※ ご利用者の負担額は、日単位で計算した介護報酬の 1 割で、おおむねの額です。
行き帰りの送迎は上記の負担額に含まれます。(送迎減算：片道につき 47 単位)

② その他の体制加算 体制が整っている場合、基本料金に算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
			要件
サービス提供体制強化 加算 (Ⅰ)	22 単位/回	24 円	
	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士 70%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上		
サービス提供体制強化 加算 (Ⅱ)	18 単位/回	20 円	
	介護職員のうち介護福祉士 50%以上		
サービス提供体制強化 加算 (Ⅲ)	6 単位/回	7 円	
	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 40%以上 ②勤続 7 年以上の職員 30%以上		
生活相談員配置等加算	13 単位/日	15 円	
	・生活相談員を 1 名以上配置していること。 ・地域に貢献する活動を行っていること。 ※共生型通所介護を算定している場合の加算。		
中重度者ケア体制加算	45 単位/日	49 円	
	指定居宅サービス等基準に規定する員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。 ・指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3, 要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 30%以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を 1 名以上配置していること。		
業務継続計画 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算		
	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画) を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること		

高齢者虐待防止 措置未実施減算	所定単位数の 1. 0 %を減算
	・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）イ	総単位数に 1 1. 1 %を乗じた単位数を加算
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ	総単位数に 1 2. 0 %を乗じた単位数を加算
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）イ	総単位数に 1 0. 9 %を乗じた単位数を加算
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）ロ	総単位数に 1 1. 8 %を乗じた単位数を加算
介護職員等処遇改善 加算（Ⅲ）	総単位数に 9. 9 %を乗じた単位数を加算
介護職員等処遇改善 加算（Ⅳ）	総単位数に 8. 3 %を乗じた単位数を加算

③ その他の加算 対象の方のみ算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
	要件		
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 単位/日	4 4 円	
	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、行われる入浴介助である。 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関わる研修等を行うこと。		
入浴介助加算（Ⅱ）	5 5 単位/日	6 0 円	
	I に加えて、別途下記の要件を満たした場合 ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。 ・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。 ・上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業		

	所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。) で、入浴介助を行うこと。		
個別機能訓練加算(Ⅰ) イ	56単位/日	61円	
	常勤の機能訓練指導員等を配置し、他の職種と共同して利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成・実施。その後3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し内容・評価・状況説明した場合		
個別機能訓練加算(Ⅰ) ロ	76単位/日	83円	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、他の職種と共同して利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成・実施。その後3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し内容・評価・状況説明した場合		
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月 (1) 上乗せ算定	26円	
	個別機能加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。 (LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)。		
若年性認知症利用者 受入加算	60単位/日	66円	
	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めること		
栄養改善加算	150単位/日	164円	
	当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。		
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回	164円	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護師を1名以上配置。・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。		
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回	175円	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること		
栄養アセスメント加算	50単位/月	55円	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談		

	員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要な応じ対応すること。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
栄養改善加算	200単位/回	218円	
	・当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度として算定可。		
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位/回	196円	
	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。 ※6月に1回を限度。		
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位/回	6円	
	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能。 ※6月に1回を限度。		
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位/回	164円	
	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可（ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定可）。		

口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位/回	174円	
	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30単位/月	33円	
	イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Index を適切に評価できる者がADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から利用開始月に測定したADL 値を控除し、初月のADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL 利得）について、利用者等から調整済ADL 利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL 利得を平均して得た値が1以上であること。		
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60単位/月	66円	
	・ADL 維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済ADL 利得を平均して得た値が3以上であること。		

（２） 介護保険給付対象外サービスの利用料金

食 費	690 円	昼食代（おやつ含む）／1食
おむつ代	100 円	臨時、希望された場合／1枚

※創作活動費がかかる活動については、事前に参加の確認をします。費用は実費をいただきます。

外食・外出行事も同様に、実費を頂く事があります。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品等は、実費をいただきます。

※通常の実施地域を超えて行う送迎の交通費、営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合の利用料、食費、おむつ代等の諸経費については、実費をいただきます。

※送迎ポイントへの到着時間については、送迎時間通知書によりお知らせいたします。

但し、交通事情等の不可抗力により到着時間が変更になる場合は、速やかにご連絡いたしますが、その場合に発生したヘルパー事業所等への延長料金については、利用者の負担とさせていただきます。

（３） 支払方法

- ・ 当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月15日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動引き落としとしてお願いいたします。引き落とし日は、翌月20日となり、再引き落とし日は28日となります。（土・日・祝日の際は、翌日の取り扱いとなります。）

但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

(4) キャンセル料金

- ・ 正当な理由なく、サービス提供日の８時３０分までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、食費の全額をキャンセル料としてお支払いいただきます。